

協会けんぽ

職場内での回覧、  
掲示をお願いいたします

## 栃木支部からのお知らせ

令和8年

1月号

## 皆様の取組みで保険料率が変わる「インセンティブ制度」をご存じですか？

インセンティブ制度とは、5つの評価指標で47都道府県支部ごとに順位付けし、上位15支部に該当した場合はインセンティブ（報奨金）が付与され、「健康保険料率」の引き下げに繋がる制度です。

令和6年度の取組結果が令和8年度の健康保険料率に反映されます。

## 令和6年度の栃木支部の順位（結果）

令和6年度の栃木支部の実績は **総合順位：20位/47支部** でした。

令和5年度実績の24位から順位が上がったものの、残念ながらインセンティブを受けることができませんでした。事業主及び加入者の皆様の健康意識を高めることがインセンティブ獲得に繋がり、結果として保険料率上昇を抑制することができます。より一層積極的な健康づくりへの取組みにご協力をお願いいたします。

5つの評価指標ごとの実績は以下のとおりです。

| 評価指標                                     | 順位（）内は前年度の順位 | 実績    |
|--|--------------|-------|
| ①特定健診等の実施率                               | 15位 ↑ (22位)  | 63.8% |
| ②特定保健指導の実施率                              | 23位 ↓ (10位)  | 25.9% |
| ③特定保健指導対象者の減少率                           | 13位 ↑ (27位)  | 33.6% |
| ④医療機関への受診勧奨基準において<br>速やかに受診を要する者の医療機関受診率 | 8位 ↑ (24位)   | 36.0% |
| ⑤後発医薬品の使用割合                              | 47位 ↓ (41位)  | 86.4% |

※①～⑤の順位は令和6年度の実施率や令和5年度からの伸び率等により算出した得点でランク付けしたものです。

## 協会けんぽ栃木支部からのお願い

健康への意識を高めることが保険料率上昇の抑制に繋がります。今後とも積極的な健康づくりへの取組みにご協力ををお願いいたします。具体的に取り組んでいただきたい項目は以下の5つです。これらの取組みは医療費の適正化にも繋がります。協会けんぽ栃木支部も全力でサポートいたしますので、一緒に健康づくりに取り組んでいきましょう。



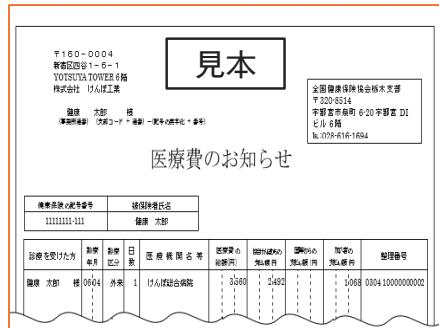
| 事業主・加入者の皆様へのお願い  | 関連項目    |
|--|---------|
| 35歳以上の被保険者様は、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診して下さい。                    | 評価指標①   |
| 40歳以上の被扶養者様は、協会けんぽの特定健康診査を積極的に受けましょう。                    | 評価指標②・③ |
| 40歳以上の被保険者様で定期健診を受診されている場合は、協会けんぽへ健診結果をご提供ください。          | 評価指標④   |
| 健診の結果、特定保健指導の対象者となった場合は、特定保健指導（健康サポート）を受け、生活改善に取り組みましょう。 | 評価指標⑤   |
| 健診結果が要治療（再検査）の場合は、必ず早期に医療機関を受診しましょう。                     |         |
| お薬の処方時には、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。                          |         |

インセンティブ制度  
についての詳細は  
ホームページを  
ご確認ください。



# 医療費のお知らせをお送りします!

協会けんぽでは、皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、日ごろの健康管理について考えるきっかけとしていただくため、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。



栃木支部にご加入の事業所様宛には  
令和8年1月21日(水)発送予定です。  
(※任意継続被保険者様はご自宅宛てに発送します。)  
主に令和6年9月～令和7年8月の  
医療費情報を記載しています。

## 事業主・事業所のご担当者様へ

- 被保険者様ごとに封をした状態で送付いたしますので、開封せずに被保険者様へお渡しいただきますようお願いいたします。
- 既に退職された被保険者様分など、お渡しが困難な「医療費のお知らせ」は、併せてお送りする返信用封筒にて協会けんぽまでご返送をお願いいたします。

## 医療費控除の申告手続きに使用する際の注意点

- 「医療費のお知らせ」は令和7年11月8日時点の情報をもとに作成しております。医療機関から協会けんぽへの医療費請求が未着の場合などは、記載がされないことがあります。
- 記載されていない医療費(令和7年9月以降の医療費)に関する医療費控除につきましては、お手持ちの領収書に基づいて、申告をお願いします。

※確定申告(医療費控除)に関する詳細は、国税庁ホームページをご覧いただくか、管轄の税務署にご確認ください。

## マイナポータルでも医療費情報が確認できます

マイナポータルでも、ご自身で医療費通知情報が確認できます。マイナンバーカードの保険証利用登録をお早めにお願いします。

お問い合わせ先 TEL 028-616-1691 (音声案内3) レセプトグループ



全国健康保険協会 栃木支部  
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階  
☎ 028-616-1691 (代表) 受付時間: 平日8:30~17:15  
(土日祝・年末年始を除く)  
協会けんぽ栃木支部 検索   
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

健康保険制度等に関するお役立ち情報配信中!

栃木支部  
公式

LINE

お友だち登録は  
こちらから→



栃木支部  
公式

メルマガ  
新規登録は  
こちらから→

